



## 豊後大野市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1 本人通知制度は、この申込みにより事前登録（以下単に「登録」という。）をした人（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等を第三者（本人等の代理人など本人等以外の者をいう。）に交付した場合に、その交付した事実について通知する制度です。

注 「本人等」とは、「本人や本人の家族等」をいいます。

◎ 住民票関係では、本人、本人と同一世帯の方をいいます。

◎ 戸籍関係では、本人、配偶者、同じ戸籍に記載されている方又は直系の尊属若しくは卑属をいいます。

2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、当該登録者又はその法定代理人に「住民票の写し等第三者交付本人通知書」（以下「通知書」という。）を送付します。

3 通知書では、次の事項をお知らせします。

◎ 交付年月日

◎ 交付した住民票の写し等の種別及び通数又は件数

◎ 交付請求（申出）者の種別

※ 交付請求（申出）者の氏名、住所を通知することはできません。なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、本人から個人情報開示請求を行うことができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、同法の規定に基づき、氏名等を開示できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

4 登録を希望する人が疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により登録の申込みをすることができます。

5 郵便又は信書便による登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

◎ 登録を希望する人が疾病等の理由により申込書を持参することができない場合

◎ 登録を希望する人が他の市区町村に居住している場合

6 登録を廃止しようとする場合又は登録した内容（氏名、住所、本籍等）に変更が生じた場合は、届出が必要です。

7 登録者が死亡したとき、失踪宣告を受けたとき、居所不明等により住民票が消除されたときその他市長が定める場合に該当するときは、登録を廃止します。

8 登録の内容審査において必要な場合は、戸籍等の内容を調査することがありますのでご了承ください。